

広陵町の文化芸術推進基本計画 概要

1 基本計画の位置づけ及び期間

文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本となる理念及び方向を示した指針



町民（団体・事業者を含む。）と行政の文化協働のあり方を示したもの

計画期間 **10年**（令和4年度～令和13年度）
適切な**進行管理**（必要に応じて見直し）

※ 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2にある「地方文化芸術推進基本計画」に相当する計画

2 基本計画の領域

文化芸術基本法に例示される文化芸術活動に加え、広陵町独自の領域を追加

（市民文化）

- ・芸術文化（音楽、演劇、美術、文芸、写真、舞踊、映画など）
- ・市民文化（音楽、演劇、美術、文芸、写真、舞踊等市民の自主的活動など）
- ・民俗文化、伝承芸能など
- ・メディア芸術文化（映画、マンガ、アニメーションなど）
- ・芸能
- ・生活文化、国民娯楽（食文化、茶道、華道、書道、囲碁、将棋、ゲームなど）

（都市文化＝まちづくり文化）

- ・自然、風土（山並み、丘陵、河川、池沼、田園、公園、街中の緑など）
- ・歴史資源、文化財（古墳、社寺、出土品など）
- ・街並み景観、風土景観（アメニティ）
- ・産業文化（文化的産業、デザインなど）

※ 市民＝公民として公共をともに担う人という意味

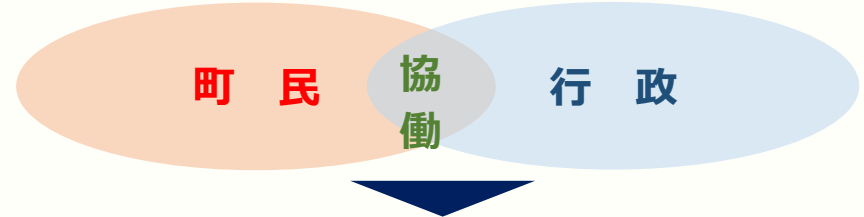
「**広陵町らしさ**」を形作る全てが領域

3 文化芸術活動の主体

文化芸術活動の主体は**町民**（文化芸術活動団体）

「町民」には広義の町民として、文化活動団体、創造団体（アーティスト）、文化を支える個人及び団体、文化に参加する学校園、企業・事業者、文化芸術のプロデューサー、通勤者、通学者、広陵町を訪れる人（観光客）、広陵町に来演する人、広陵町出身者、等が含まれる。

4 文化芸術の担い手



町民・行政+協働により**文化芸術を推進**

5 広陵町自治基本条例での文化芸術・生涯学習

（文化のまちづくり）

第19条 町は、文化芸術スポーツ活動について、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、町民一人一人が文化芸術スポーツ活動の根付く生活を営むことができる地域社会を実現するための環境整備に努めなければならない。

2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し、その保護に努め、先人が守り育て培ってきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。

3 文化芸術スポーツに関し必要な事項は、町長が定める。
（生涯学習のまちづくり）

第20条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、生涯にわたって学習する権利を有する。

2 町長等は、町民の参画と協働を推進し、自律的なまちづくりを支援するための学習機会を提供するとともに、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。

3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに生かせるよう努めるものとする。

広 陵 町

広陵町の文化芸術推進基本計画 概要

6 文化芸術推進の基本的な考え方

(1) 人権としての文化

「**人権としての文化権**」を基礎に、文化芸術を享受することは全ての人の権利と位置付け、人々の学習（練習）する権利、創造し表現する権利、交流しコミュニケーションする権利、文化の成果を保存し継承していく権利等を確立することが、社会（行政等）が文化芸術を支援し推進を行う根拠となる。

(2) アームズ・レングスの原則

文化や芸術に関して、政府（自治体を含む。）は「**支援はするが口出しはしない**」という国際的に確立された原則。これは、政府と文化芸術を行う者で一定の距離を保ち、文化芸術活動への恣意的かつ政治的な圧力を排除しようという考えで、この原則により、自由な発想で創造を行うことができる。

(3) アウトリーチ活動

文化芸術にふれることができない人のいる場所に出かけて行き、**文化芸術を届ける活動**。SDGsの基本理念「誰も取り残さない」にかない、社会包摂を図るという面と、それらの人々から多くの事を学べ、文化芸術活動をステップアップすることができるという面がある。

(4) 文化芸術の領域の拡張

文化芸術の対象・活動領域が広がり、**多様な分野**及び福祉や医療等の現場で大きな役割を果たすことが期待されている。

(5) 文化協働

多様な主体が**協力・連携**しながら適切な役割分担のもと社会的課題に取り組み、より大きな成果（解決）を生み出すという「協働」が求められている。

(6) 文化のサイクル

文化活動には、「学習・練習」、「表現・発信」、「交流・批評」、「蓄積・継承」の4つのステージ（段階）があり、それぞれの**段階が循環しながら継続的に向上**していくため、それぞれの段階に合った政策が必要となる。

7 生涯学習の概念

人間の**可能性を導き出す生涯を通じての活動**として捉える「**永続的教育**」
(UNESCO)

一人一人が、**自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができる**よう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その**成果を適切に生かすことのできる社会の実現**
(教育基本法)

8 これからの生涯学習のあり方（公民館の役割）

- (1) 個人的学習だけではなく、**集団的自律的学習の機会と場を保障**する。
- (2) 誰にも開かれた「**社会的なきずな**」**づくり**に貢献する。
- (3) ネットワークを広げ、「**社会包摂**」を進める（公民館を利用しない（できない）住民にも開かれている公民館をつくる。）。
- (4) 公民館は**地域共生社会のプラットフォーム**

9 求められる公民館像

- (1) **誰もが参加できる生涯学習と文化芸術活動の拠点**としての館づくり（自発的に学ぶ人の輪を広げる。）
- (2) **まちづくり、地域コミュニティの活性化**に役立つ。
- (3) 学ぶだけで終わらず、つながりを広げていく（学習の成果が**社会に「役立つ」回路を拓く**。）。
- (4) **みんなで生涯学習を推進**する。

広陵町の文化芸術推進基本計画 概要

10 基本理念・基本原則・施策大綱

(1) 基本理念

- ① 全ての人の「文化的に生きる権利」を保障し、町民主体の文化芸術を推進する。
- ② 誰もが自由に文化芸術活動に参加・参画でき、多様な主体が連携・協働することで、心豊かで活力あふれる広陵町づくりに寄与する。
- ③ 文化芸術活動の主体は町民であり、自主性・自立性・自律性をもって主体的に活動に参加する。



(2) 基本原則

- ① 町民は、自主的・主体的に活動し、住民間・世代間のつながりの輪を広げる。
- ② 町は、町民の文化活動・生涯学習活動を支援し、連携・協働により機会・環境・場の整備に努める。
- ③ 今後の公共文化施設は、施設面（ハード面）では複合化及び多機能化の視点を持たせ、機能面（ソフト面）については各種施設との連携・ネットワークを進める。
- ④ 町民は、町の運営主体として財政を含め公共経営の視点を持つ。
- ⑤ 広陵町の文化芸術推進基本計画は、数値指標を導入し推進状況を評価する。



(3) 施策大綱（文化芸術推進施策の基本方向）

- ① 生涯学習・文化芸術活動に親しみ、参加し、つながる
- ② 子ども・若者の文化芸術の充実（鑑賞機会-学校等、演じる場と機会）
- ③ 生涯学習・文化芸術活動の拠点（場・プラットフォーム）をつくる（町民に必要とされる公共文化施設へ）
- ④ 文化をまちづくりに活かす（自然、歴史、町並み、景観等）
- ⑤ 文化芸術が育つしくみをつくる（人材づくりと文化芸術マネジメント、文化芸術における協働）
- ⑥ 文化芸術による社会的課題解決への取り組み（社会包摂）の推進

(参考) 計画目次

第1章 はじめにー基本計画策定に当たって

- 1 基本計画策定の背景・意義（目的）
- 2 基本計画の位置づけ
- 3 基本計画の期間
- 4 基本計画の領域（対象、文化芸術の範囲）
- 5 文化芸術活動の主体
- 6 文化芸術に関する法律及び国際規約等

第2章 広陵町の文化芸術及び生涯学習をとりまく環境（現状と課題）

- 1 広陵町を取り巻く現状
- 2 広陵町の文化芸術の現状
- 3 広陵町の文化芸術の推進にむけての課題

第3章 広陵町の文化芸術推進の基本的考え方と理念

- 1 文化芸術推進の基本的考え方
- 2 生涯学習及び公民館のあり方（基本的考え方）

第4章 広陵町における文化芸術推進の基本的考え方（理念と原則）

- 1 基本理念と基本原則（方針）

第5章 広陵町の文化芸術推進の基本方向と施策

- 1 文化芸術推進の大綱（基本方向）と施策
- 2 文化芸術推進に当たって重点的に取り組む項目

第6章 基本計画の推進体制と進行管理

- 1 基本計画の推進体制について
- 2 基本計画の進行管理について

